監　査　結　果　報　告　書

〔定期監査・財政援助団体等監査〕

平成３０年度　前期

（平成３０年４月～平成３０年１１月実施分）

佐 賀 市 監 査 委 員

佐市監査第３４１号
平成３０年１１月７日

佐賀市議会議長　武藤恭博様
佐賀市長　秀島敏行様
佐賀市上下水道事業管理者　田中泰治様
佐賀市教育委員会教育長　東島正明様
佐賀市農業委員会会長　坂井邦夫様

佐賀市監査委員　力久　剛

佐賀市監査委員　池田正弘

定期監査及び財政援助団体等監査の監査結果に関する報告書について

地方自治法第１９９条第４項及び第７項の規定により、平成３０年４月から平成３０年１１月までに実施した定期監査及び財政援助団体等監査について、同条第９項の規定により監査結果に関する報告を決定し、提出する。

１　監査の概要

（１）　監査の方法

財務事務及び行政事務が法令に適合し正確に行われているか、また、行政運営が合理的かつ能率的に行われているかという観点から、提出された資料及び帳簿の全部又は一部を抽出し確認を行うとともに、関係職員に説明を求めた。また、必要に応じ現地に赴き、帳簿や資産の確認を行い、前回監査での指摘事項等の改善状況についても調査した。

なお、議会総務課の補助金に関する監査については、池田正弘監査委員は、地方自治法第１９９条の２の規定に基づき除斥とした。

（２）監査の対象等

＜定期監査＞（財務及び経営管理監査）

監査対象		監査対象期間	監査実施期間	ページ
議会事務局	議会総務課	平成２９年　４月　１日 ～ 平成３０年　３月３１日	平成３０年　４月　６日 ～ 平成３０年　７月１７日	5
総務部	人事課	平成２９年　４月　１日 ～ 平成３０年　３月３１日	平成３０年　４月　６日 ～ 平成３０年　７月２０日	5

監　査　対　象		監査対象期間	監査実施期間	ページ
総務部	財政課	平成２９年　４月　１日 ～ 平成３０年　３月３１日	平成３０年　４月　６日 ～ 平成３０年　７月２０日	5
	契約監理課			5
	消防防災課			6
経済部	商業振興課	平成２９年　４月　１日 ～ 平成３０年　３月３１日	平成３０年　４月　６日 ～ 平成３０年　７月１７日	6～ 7
環境部	循環型社会推進課	平成２９年　４月　１日 ～ 平成３０年　３月３１日	平成３０年　４月　６日 ～ 平成３０年　７月１７日	7
	環境保全課			7
諸富支所		平成２９年　４月　１日 ～ 平成３０年　３月３１日	平成３０年　４月　６日 ～ 平成３０年　７月１７日	8
川副支所		平成２９年　４月　１日 ～ 平成３０年　３月３１日	平成３０年　４月　６日 ～ 平成３０年　７月１７日	8
市民生活部	市民生活課	平成３０年　４月　１日 ～ 平成３０年　７月３１日	平成３０年　８月　３日 ～ 平成３０年１１月　１日	8
	生活安全課			9
	人権・同和政策・男女参画課			9
保健福祉部	福祉総務課	平成３０年　４月　１日 ～ 平成３０年　７月３１日	平成３０年　８月　３日 ～ 平成３０年１１月　１日	9
	生活福祉課			9
	健康づくり課			10
	三瀬診療所			10
子育て支援部	子育て総務課	平成３０年　４月　１日 ～ 平成３０年　７月３１日	平成３０年　８月　３日 ～ 平成３０年１０月２４日	11

監　査　対　象		監査対象期間	監査実施期間	ページ
出納室		平成３０年　４月　１日 ～ 平成３０年　７月３１日	平成３０年　８月　３日 ～ 平成３０年１０月２４日	11
上下水道局 水循環部	川副事務所	平成２９年　４月　１日 ～ 平成３０年　３月３１日	平成３０年　４月　６日 ～ 平成３０年　７月１７日	11
教育委員会	赤松小学校	平成２９年　４月　１日 ～ 平成３０年　３月３１日	平成３０年　５月　９日 ～ 平成３０年　８月２３日	11
	芙蓉小学校			12
	新栄小学校			12
	諸富南小学校			12
	昭栄中学校			12
	芙蓉中学校			12
教育委員会 教育部	学校教育課	平成３０年　４月　１日 ～ 平成３０年　７月３１日	平成３０年　８月　３日 ～ 平成３０年１１月　１日	12
	学事課			13
	図書館			13
農業委員会 事務局	諸富分室	平成２９年　４月　１日 ～ 平成３０年　３月３１日	平成３０年　４月　６日 ～ 平成３０年　７月１７日	13
	川副分室			13

＜財政援助団体等監査＞

監　査　対　象	監査対象期間	監査実施期間	ページ
佐賀市土地開発公社 《所管：総務部　財政課》	平成２９年　４月　１日 ～ 平成３０年　３月３１日	平成３０年　４月　９日 ～ 平成３０年　７月２０日	14

監　査　対　象	監査対象期間	監査実施期間	ページ
佐賀市民生委員児童委員協議会 《所管：保健福祉部　福祉総務課》	平成２９年　４月　１日 ～ 平成３０年　３月３１日 平成３０年　４月　１日 ～ 平成３０年　７月３１日	平成３０年　８月　３日 ～ 平成３０年１１月　１日	14～15
特定非営利活動法人佐賀中部障がい者ふくしネット 《所管：建設部　道路管理課》	平成２９年　４月　１日 ～ 平成３０年　３月３１日 平成３０年　４月　１日 ～ 平成３０年　７月３１日	平成３０年　８月　３日 ～ 平成３０年１０月２４日	15～16

監査実施対象：３１課３団体（６小中学校含む）

（3）指摘事項等の改善について

監査の終了に当たっては、監査対象となった部署を所管する部長等に対して、監査委員が指摘事項等についての説明を行い、当該事項に対する是正、改善を要請した。

（4）定期監査における指摘事項等の推移

（単位：件）

区　分	指摘事項			検討を求める事項			注意を求める事項			計		
	H30	H29	H28	H30	H29	H28	H30	H29	H28	H30	H29	H28
1　服務関係	0	0	0	0	1	0	6	2	4	6	3	4
2　文書	0	0	0	0	0	0	4	1	0	4	1	0
3　収入	0	0	0	1	0	0	3	0	3	4	0	3
4　支出	0	0	0	0	0	0	4	2	3	4	2	3
5　契約	0	0	0	0	0	0	4	6	5	4	6	5
6　工事等の執行	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
7　補助金	0	0	0	0	1	0	1	2	0	1	3	0
8　財産管理	0	0	0	0	1	0	0	3	2	0	4	2
9　その他	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0
計	1	0	0	1	3	0	23	16	17	25	19	17

※1　財政援助団体等に対する指摘事項等は除く。　　31課　18課　24課

※2　比較は、各年度の前期監査結果報告書による。

（指　摘　事　項）　違法又は不当な事項で、誤りの程度が重大又は著しく妥当性を欠くもの。

（検討を求める事項）　違法もしくは不当な事項又は検討すべき事項で、改善を求めることが適当なもの。

（注意を求める事項）　違法もしくは不当な事項で、注意を求めることが適当なもの。

2　監査の結果

（1）定期監査

＜財務及び経営管理監査＞

監 査 の 対 象	議会事務局　議会総務課【一般事務】
監 査 の 結 果	財務等に関する事務の執行については、留意すべき軽微な事項はあるが、おおむね適正に処理されていた。

監 査 の 対 象	議会事務局　議会総務課【補助金】
監 査 の 結 果	財務等に関する事務の執行については、留意すべき軽微な事項はあるが、おおむね適正に処理されていた。

監 査 の 対 象	総務部　人事課
監 査 の 結 果	○注意を求める事項 **予定価格について** 随意契約を行う場合において、予定価格が佐賀市財務規則第９７条各号に定める額を超える場合に必要な予定価格書を作成していないものが散見された。 また、単価による契約の場合において、年間予定数に単価をかけた金額が、佐賀市財務規則第９７条各号に定める額を超えていたが、予定価格書を作成していないものがあった。 佐賀市財務規則第９８条の規定に基づき、適正に処理されたい。

監 査 の 対 象	総務部　財政課
監 査 の 結 果	財務等に関する事務の執行については、留意すべき軽微な事項はあるが、おおむね適正に処理されていた。

監 査 の 対 象	総務部　契約監理課
監 査 の 結 果	財務等に関する事務の執行については、留意すべき軽微な事項はあるが、おおむね適正に処理されていた。

監査の対象	総務部　消防防災課
監査の結果	○注意を求める事項 **支出事務について** 補助金の支出事務について、額の確定後、3か月以上を経過して支払いをしているものがあった。 新・出納事務の手引きに基づき、補助金額の確定後は速やかに支払手続きを行うよう事務処理を徹底されたい。 **予定価格について** 随意契約を行う場合において、予定価格を定めていないものが散見された。 佐賀市財務規則第９８条の規定に基づき、適正に処理されたい。

監査の対象	経済部　商業振興課
監査の結果	○指摘事項 **工事の施工について** 佐賀駅バスセンターの構内案内看板の撤去及び新規設置工事契約において、工事請負契約書の工期（終期）は平成３０年3月２６日までであったが、新規看板設置工事が工期内に完了していなかった。 また、最終的な工事の検査検収を待たずに工事代金を支払っていた。検査に合格したものでなければ、その契約に係る支出の手続きをとることはできない。 このようなことは、佐賀市の契約事務及び財務事務への信頼を損なうものであると言わざるを得ない。今後このようなことが発生しないよう、適正な事務処理が行われるような体制の整備を図られたい。 ○注意を求める事項 **超過勤務手当について** 旅行命令に基づき、祝日に出張した職員について、その勤務時間が明確に証明できるにも関わらず、超過勤務手当が支給されていないものがあった。 適正に処理されたい。 **領収証書について** 地場産品交流会館使用料の全ての領収証書において、金額の内訳の記載はあるが、金額欄が記載されていなかった。 領収証書の発行においては、直接収納に係る基本的な手順に基づき、適正に処理されたい。

監査の結果	**立替払いについて** 車借上料について、月初めに資金前渡で3,000円を受領していたが、想定していた以上の額が必要となり、不足額5,530円を立替払いしていた。 地方自治法第２３２条の５の規定に基づき、適正に処理されたい。

監査の対象	環境部　循環型社会推進課
監査の結果	○注意を求める事項 **行政財産目的外使用料について** 行政財産目的外使用料（自動販売機）について、平成２９年４月に調定を行っていたものの、納入義務者に通知を行っていなかったため、１年以上収入未済となっているものがあった。 佐賀市財務規則第２９条の規定に基づき、適正に処理されたい。 **予定価格について** 随意契約を行う場合において、予定価格を定めていないものが散見された。 また、単価による契約の場合において、年間予定数に単価をかけた金額が、佐賀市財務規則第９７条各号に定める額を超えていたが、予定価格書を作成していないものがあった。 佐賀市財務規則第９８条の規定に基づき、適正に処理されたい。

監査の対象	環境部　環境保全課
監査の結果	○注意を求める事項 **調定日について** 自動販売機設置のための行政財産目的外使用許可において、許可日から３か月以上経過して調定を行っているものがあった。また、ごみ収集車広告掲載料においても、同様の事務処理が見られた。 佐賀市財務規則第２３条の規定に基づき、随時の収入にあってはその原因の発生する都度、調定をされたい。 **支出事務について** 支出事務について、適正な支払請求を受けた日から３０日を超えて支払いをしているものがあった。また、業務の完了確認後、３か月以上を経過して支払いをしているものがあった。 政府契約の支払遅延防止等に関する法律第６条の規定に基づき適正に処理するとともに、新・出納事務の手引きに基づき履行確認後は速やかに支払手続きを行うよう事務処理を徹底されたい。

監 査 の 対 象	諸富支所
監 査 の 結 果	○注意を求める事項 **超過勤務手当の支給誤りについて** 週休日の超過勤務において、出退勤システムに休憩時間の入力漏れがあったため、超過勤務手当の支給額を誤っているものがあった。 佐賀市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第６条第１項の規定に基づき、適正に処理されたい。 **産業振興会館の使用許可及び使用料の減免について** 産業振興会館の使用許可及び使用料の減免に関して、１か月分をまとめて翌月に支所長の決裁が行われていた。 また、減免申請書において、申請理由や減免申請額が記載されていないものが散見された。 使用許可及び使用料減免については、申請受付ごとに申請内容を確認し速やかに決裁を行い、適正に処理されたい。 **実行委員会の会計処理について** 夏の夜のメルヘン実行委員会（事務局：諸富支所）においては、会計処理に関する規程がなく、現金の収納や支出は口頭承認で行われ、文書による決裁を行っていなかった。 会計処理に関する規程を設け、適正な会計処理を行うよう指導されたい。

監 査 の 対 象	川副支所
監 査 の 結 果	○注意を求める事項 **超過勤務手当の支給誤りについて** 週休日の超過勤務において、出退勤システムに休憩時間の入力漏れがあったため、超過勤務手当の支給額を誤っているものがあった。 佐賀市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第６条第１項の規定に基づき、適正に処理されたい。

監 査 の 対 象	市民生活部　市民生活課
監 査 の 結 果	財務等に関する事務の執行については、特段事務処理上問題もなく、おおむね適正に処理されていた。

監 査 の 対 象	市民生活部　生活安全課
監 査 の 結 果	財務等に関する事務の執行については、留意すべき軽微な事項はあるが、おおむね適正に処理されていた。

監 査 の 対 象	市民生活部　人権・同和政策・男女参画課
監 査 の 結 果	財務等に関する事務の執行については、留意すべき軽微な事項はあるが、おおむね適正に処理されていた。

監 査 の 対 象	保健福祉部　福祉総務課
監 査 の 結 果	○注意を求める事項 **日日雇用職員の年次有給休暇の取扱いについて** 日日雇用職員の年次有給休暇の付与方法を誤り、欠勤を有給休暇として処理したため、賃金の支給額を誤っているものがあった。 賃金の支給誤りについては、前回及び前々回の定期監査においても注意を求めている。チェック体制のさらなる強化を図り、再発防止に努められたい。 **補助金交付要綱について** 佐賀市地域福祉活動事業費補助金の交付要綱において、平成２９年度中に改正を行う必要があったが、行わないまま平成３０年度の申請を受け付けていたため、要綱の改正を行うまで交付の決定が出来ず、申請を受け付けたままの状態で保留されていた。 補助金の交付要綱については、交付申請が行われる前に交付条項に問題がないかなど確認を行うよう注意されたい。

監 査 の 対 象	保健福祉部　生活福祉課
監 査 の 結 果	財務等に関する事務の執行については、留意すべき軽微な事項はあるが、おおむね適正に処理されていた。

監査の対象	保健福祉部　健康づくり課
監査の結果	○検討を求める事項 **健康診査等における受診料の徴収について** 佐賀市健康診査等受診料徴収規則には、「市長は、受診者が健康診査等を受ける際に受診料を徴収する。」と規定されているが、医療機関等と締結している毎日健診・検査業務等委託契約書には、健康診査等の受診料は、受託者である医療機関等の収入として徴収すると規定され、受託者が実施した健康診査等では、受診者から徴収された受診料は市の収入とはならず、受託者の収入となっていた。 このことは、前回の監査でも、規則と契約の整合性を図るよう求めていたが改善されていなかった。 健康診査等における受診料の徴収方法及び委託料の支出方法等について、見直しを検討されたい。 ○注意を求める事項 **現金の取り扱いについて** 直接収納事務について、佐賀市財務規則第３２条第６項の承認を受けていないにもかかわらず、収納の翌営業日までに指定金融機関等に入金していないものが見受けられた。なお、その現金を収納するキャビネットの鍵について、業務終了後においても誰でも取り扱いができる場所に置いていた。 また、資金前渡を受けた現金について、保管する手提げ金庫の鍵を担当者のみが取り扱っていたため、担当者不在の際に資金前渡金が使用できない状態であった。その資金前渡金については、不足した際に職員が立て替えを行っているケースもあった。 現金の取り扱いについては、適切に行うよう注意されたい。

監査の対象	保健福祉部　三瀬診療所
監査の結果	財務等に関する事務の執行については、留意すべき軽微な事項はあるが、おおむね適正に処理されていた。

監 査 の 対 象	子育て支援部　子育て総務課
監 査 の 結 果	○注意を求める事項 **超過勤務手当の支給誤りについて** 週休日の超過勤務において、出退勤システムに休憩時間の入力漏れがあったため、超過勤務手当の支給額を誤っているものがあった。 佐賀市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第６条第１項の規定に基づき、適正に処理されたい。

監 査 の 対 象	出納室
監 査 の 結 果	○注意を求める事項 **超過勤務手当の支給誤りについて** 週休日の超過勤務において、出退勤システムに休憩時間の入力漏れがあったため、超過勤務手当の支給額を誤っているものがあった。 佐賀市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第６条第１項の規定に基づき、適正に処理されたい。 **釣銭交付決定通知書について** 平成３０年度当初に各課から交付申請された釣銭について、釣銭の交付は行われているものの、釣銭交付決定通知書が交付されていなかった。 釣銭の交付申請を受けた際は、速やかに交付決定についての起案を行い、佐賀市釣銭の取扱いに関する要領に基づき、適正に通知されたい。

監 査 の 対 象	上下水道局　水循環部　川副事務所
監 査 の 結 果	財務等に関する事務の執行については、事務処理上問題もなく、良好に処理されていた。

監 査 の 対 象	教育委員会　赤松小学校
監 査 の 結 果	財務等に関する事務の執行については、留意すべき軽微な事項はあるが、おおむね適正に処理されていた。

監 査 の 対 象	教育委員会　芙蓉小学校
監 査 の 結 果	財務等に関する事務の執行については、留意すべき軽微な事項はあるが、おおむね適正に処理されていた。

監 査 の 対 象	教育委員会　新栄小学校
監 査 の 結 果	財務等に関する事務の執行については、留意すべき軽微な事項はあるが、おおむね適正に処理されていた。

監 査 の 対 象	教育委員会　諸富南小学校
監 査 の 結 果	財務等に関する事務の執行については、事務処理上問題もなく、良好に処理されていた。

監 査 の 対 象	教育委員会　昭栄中学校
監 査 の 結 果	財務等に関する事務の執行については、留意すべき軽微な事項はあるが、おおむね適正に処理されていた。

監 査 の 対 象	教育委員会　芙蓉中学校
監 査 の 結 果	財務等に関する事務の執行については、留意すべき軽微な事項はあるが、おおむね適正に処理されていた。

監 査 の 対 象	教育委員会　教育部　学校教育課
監 査 の 結 果	財務等に関する事務の執行については、留意すべき軽微な事項はあるが、おおむね適正に処理されていた。

監 査 の 対 象	教育委員会　教育部　学事課
監 査 の 結 果	○注意を求める事項 **裏紙の使用について** 取引にかかる企業情報が記載された用紙を裏紙として使用し、保管しているものがあった。 個人情報等が記載されている裏紙を使用しないことはもちろんのこと、公文書の保管には、裏紙は使用しないよう注意されたい。 **予定価格について** 随意契約を行う場合において、予定価格を定めていないものが数多くみられた。 また、予定価格が佐賀市財務規則第９７条各号に定める額を超えていたが、予定価格書を作成していないものや、単価による契約の場合において、年間予定数に単価をかけた金額が、佐賀市財務規則第９７条各号に定める額を超えていたが、予定価格書を作成していないものがあった。 佐賀市財務規則第９８条の規定に基づき、適正に処理されたい。

監 査 の 対 象	教育委員会　教育部　図書館
監 査 の 結 果	○注意を求める事項 **裏紙の使用について** 取引にかかる企業情報が記載された用紙を裏紙として使用し、保管しているものがあった。 個人情報等が記載されている裏紙を使用しないことはもちろんのこと、公文書の保管には、裏紙は使用しないよう注意されたい。

監 査 の 対 象	農業委員会事務局　諸富分室
監 査 の 結 果	財務等に関する事務の執行については、事務処理上問題もなく、良好に処理されていた。

監 査 の 対 象	農業委員会事務局　川副分室
監 査 の 結 果	財務等に関する事務の執行については、事務処理上問題もなく、良好に処理されていた。

（2）財政援助団体等監査

監査対象団体	佐賀市土地開発公社
所在地	佐賀市栄町１番１号
所管課	総務部　財政課
財政援助等の内容	出資金
基本財産	５，０００，０００円
出資額	５，０００，０００円
出資率	１００％
監査の結果	○注意を求める事項 **土地台帳の記載項目について** 佐賀市土地開発公社が保有する公有用地等については、佐賀市土地開発公社業務方法書第８条に基づき土地台帳を整備されているが、土地の価格の根拠となる取得原価（用地費、補償費、工事費、取得に要した借入金に対する利子等）は台帳に記載されていなかった。 公有用地等の取得原価を適正に記録するため、土地台帳の記載項目の見直しを指導されたい。

監査対象団体	佐賀市民生委員児童委員協議会			
所在地	佐賀市栄町１番１号			
所管課	保健福祉部　福祉総務課			
財政援助等の内容	補助金			
補助金の名称	民生委員児童委員協議会補助金			
平成２９年度	補助額	３，１６３，８１０円	団体の全収入に対する補助金の割合	４５．３％
平成３０年度		２，６５２，３４０円		４１．９％
補助金の名称	佐賀市民生委員児童委員協議会運営費補助金			
平成２９年度	補助額	１，１３８，０００円	団体の全収入に対する補助金の割合	１６．３％
平成３０年度		１，１３８，０００円		１８．０％
補助金の名称	佐賀市民生委員・児童委員活動費補助金			
平成２９年度	補助額	１８８，３００円	団体の全収入に対する補助金の割合	２．７％
平成３０年度		１８８，３００円		３．０％

監査の結果	○指摘事項 **職員による立替払いについて** 佐賀市民生委員児童委員協議会の会計事務において、担当職員の立替払いによる支出が見受けられた。 立替払いは、私金との区別が不明確となり、不正な取扱いにつながりかねない。これは、担当職員及び管理・監督者の支出事務に対する認識と責任感の不足によるものと考えられる。 佐賀市民生委員児童委員協議会の会計事務については、事務処理の方法や適正な管理体制の見直しを検討するよう指導されたい。 ○注意を求める事項 **現金出納簿について** 現金の収納及び支出を記録する現金出納簿が作成されていなかった。 現金出納簿は実際の現金在高を明確にする重要な帳簿である。 現金の在高を適切に把握するためにも、佐賀市民生委員児童委員協議会会則第１６条及び佐賀市財務規則第３２条第５項の規定に基づき、現金出納簿を作成するよう指導されたい。 **資金前渡について** 資金前渡の方法で支出を行っているものがあったが、支出伝票に受領者氏名や受領印、受領日等の記載がなく、記載する欄もなかった。 資金前渡を受けた者を明確にするためにも、佐賀市民生委員児童委員協議会会則第１６条及び佐賀市財務規則第５６条第１項の規定に基づき、適正に処理するよう指導されたい。

監査対象団体	特定非営利活動法人佐賀中部障がい者ふくしネット
所在地	佐賀市栄町４番２０号
所管課	建設部　道路管理課
財政援助等の内容	公の施設の管理（指定管理者）
管理する施設名	佐賀市自転車駐車場
指定管理料	０円（平成２９年度） ０円（平成３０年度）
協定期間	平成２６年　４月　１日から平成３１年　３月３１日まで

監査の結果	○指摘事項 **利用料金の承認手続きについて** 指定管理者は、業務開始当初から自転車駐車場の利用者から利用料金を徴収し、自らの収益としているが、地方自治法第２４４条の２第９項及び佐賀市自転車駐車場条例第１３条第３項に規定された、利用料金の徴収に関する市長の承認手続きを行っていなかった。 このことは、利用料金の徴収手続きに関する指定管理者の認識不足と所管課の指導不足によるものである。 直ちに、利用料金の徴収について承認手続きを行うよう、指定管理者に指導されたい。 **立替払いについて** 指定管理者の会計事務において、職員の立替払いによる支出が散見された。 立替払いは、私金との区別が不明確となり、不正な取扱いにつながりかねない。 適正な会計処理を行うよう指導されたい。 ○検討を求める事項 **コイン式路上駐輪機について** 現在使用中のコイン式路上駐輪機は、利用履歴が出力できない機器であるため、現金管理上のリスクがある。 リスク解消のため、早期に、利用履歴が出力可能なシステムへの機器更新等の対応策を検討し、実施されたい。 **会計事務について** 指定管理者の会計事務において、収入及び支出手続きの都度、伝票を作成せず、決裁も行っていなかった。また、会計事務の基準となる会計規程も整備されていなかった。 指定管理者として、適正な会計事務を実施するため、事務処理方法の見直しを行い、会計規程を整備するよう指導されたい。 ○注意を求める事項 **指定管理業務の再委託について** 佐賀市自転車駐車場の指定管理者の指定に関する基本協定書第８条第１項において、「本業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、甲（佐賀市長）の承認を受けた場合は、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができる。」と規定しているが、指定管理者は再委託の承認手続きを行わず、業務の一部を第三者に再委託していた。 指定管理者が、業務の一部の再委託を行う場合は、当該基本協定書の規定に基づき、適正に処理するよう指導されたい。